

ケーブルテレビを 楽しもう No.30

問い合わせ 企画財政課 ☎592124

スポーツ・映画・音楽・地元の情報などたくさんのチャンネルをアンテナなしで楽しめるケーブルテレビ。ケーブルテレビを利用している方にお話を伺いました。

Q 大竹市に住んで良いと思ったところを教えてください

A 海も近く自然が多いところです。昔はよく釣りや貝ほりに出かけました。また、交通の便が良いことや過ごしやすい天候も良いところだと思います。

Q ケーブルテレビにして良かった点を教えてください

A ニュース番組が多い昼の時間帯でも、ケーブルテレビの専門チャンネルで時代劇や映画など好きな番組が楽しめます。

専門チャンネルを映るようにしても、他社でインターネットと電話を利用していたときの月額料金とほぼ変わらないので、満足しています。



玖波にお住まいの土井さん

新築で新規加入の方 初期費用を補助

ケーブルテレビに新規加入する方へ、初期費用の一部を補助する制度があります。

対象 次の全てに該当する方

○市に居住し、住民基本台帳に記録されている
○平成24年4月1日以降に自ら居住する住宅を新築し、(株)ふれあいチャンネルとケーブルテレビの加入契約を新たに締結している

○補助金未交付者

○市税等を完納している

補助金額 上限 10,000円

申し込み (株)ふれあいチャンネルへ。

☎ 0120-276-201 (9時~18時)

メール e-oubo@fureai-ch.co.jp

- 犬の登録と狂犬病予防注射
- 狂犬病予防法により、犬を取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合にあっては、生後90日を経過した日）から30日以内に登録が必要です。（登録手数料3,000円）
- 犬の死亡、飼い主の変更、飼い犬や犬の所在地の変更など、飼い犬の登録事項に変更があった場合は届け出が必要です。届け出が必要あります。まだ狂犬

- ※ 動物病院では別途、注射料金が必要です。届け出は環境整備課へ。
- 交付された注射済票は首輪などに付けてください。
- 交付された注射済票は首輪などに付けてください。
- 病予防注射を受けさせていない方は、市指定の獣医師のいる動物病院で受けさせ、注射済票交付の申請手続きを行ってください。（注射済票交付手数料550円）
- また、市指定の獣医師のいる動物病院以外で狂犬病予防注射を受けさせた場合は、その病院で発行する「注射済証（注射証明書）」を持参の上、環境整備課で手続きを行ってください。

ペットはマナーを守つて 飼いましょう

問い合わせ 環境整備課 ☎592154

近年、ペットは生活に潤いを与える、気持ちに安らぎをもたらすことから、家族の一員ともみなされ多くの家庭で飼われています。

しかしながら、一部の飼い主のマナーが十分でなく周囲にさまざまな迷惑をかけ、多くの苦情や相談が寄せられています。

犬や猫が好きな人もいれば、そうでない人もいます。人と動物が共に生きていける社会の実現には、飼い主のモラルとマナーが必要です。

鑑札をつけましょう



飼い犬を登録したときには、鑑札を交付します。狂犬病予防法で鑑札の装着が義務付けられています。鑑札は必ず首輪などに付けてください。

犬や猫を飼っている方へ

- 猫は上下に動ける空間にトイレや爪とぎができる場所を作ることで、室内でもストレスをためることなく飼うことができます。猫は屋内が理想です。
- 猫は決まった場所でフンをする習性があります。自宅に専用のトイレを備え、トイレのしつけをしましょう。トイレの数は猫の数+1が理想です。
- 犬の放し飼いは、人に恐怖感を与えていたり、交通事故につながるおそれがあります。昼夜を問わず、絶対にやめてください。また、散歩
- 最後まで責任と愛情を持つて飼いましょう。万一、飼えなくなつたときは備え、預けられる人を見つけておきましょう。
- 生まれる命に責任が持てないのであれば、不妊・去勢手術などの繁殖制限措置を行いましょう。
- 最後まで責任と愛情を持つて飼いましょう。万一、飼えなくなつたときは備え、預けられる人を見つけておきましょう。

犬・猫の引き取りなどの相談は 県動物愛護センターへ

問い合わせ 県動物愛護センター ☎0848⑥6511

県では、犬・猫の安易な引き取りを防止するため、定期定点引き取りを平成27年3月末で廃止しました。現在は、県動物愛護センターで犬・猫の引き取り業務を行っています。引き取りなどの相談については、県動物愛護センターへ直接連絡してください。

させるときや公園などでも適切な長さの引綱やリードでつないでください。

○ 犬の鳴き声は近隣住民への迷惑になります。訪問者などが見えない場所へ犬舎を移動させたり、無駄吠えをさせないしつけなどに努めましょう。犬舎の周りを常に清潔に保ち、周囲に悪臭を発生させないようにしましょう。

○ 犬舎を散歩されるときはスコップとビニール袋などを持ち、必ず飼い主がフンを持ち帰って始末しましょう。

○ エサを与えるなら愛情と同じだけの責任が必要です。飼う意志がないのであれば、エサをあげないでください。

○ 犬・のら猫を増やす原因となり、ごみステーションを荒らしたり、いたずらをして、周辺住民への迷惑となります。

○ 無責任なエサやりは、不幸なのら猫への無責任のエサやりはやめましょう。

